

8. 地域交通に対する支援方針

(1) 支援に対する取組方

目黒区都市計画マスタープランより、区民、事業者、行政が連携・協力して課題解決に向けた取組に対して「目黒区地域街づくり条例」に基づき、検討の各段階に応じて必要な支援を行っていく。

- 「目黒区地域街づくり条例」における活用項目 -

<p>各主体の連携・協力による街づくりの理念や役割分担</p> <ul style="list-style-type: none">・区・区民等・街づくり事業者の責務の明確化・区・区民等・街づくり事業者が相互の信頼・理解・協力に基づき、それぞれの発想を尊重し、その役割を果たすことで街づくりを推進 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>区：施策の総合的・計画的な推進、区民等への支援 区民等：良好な生活環境の保全・形成、地域街づくり施策への協力 街づくり事業者：区民等の理解を得る努力、地域まちづくり施策への協力</p></div> <p>それぞれの地域にあった計画・ルールづくり等の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none">・地域街づくり研究会、地域街づくり団体の設立・認定・地域街づくり計画、地域街づくりルールの策定・認定・地域街づくり研究会、地域街づくり団体に対する情報提供、街づくりに関する専門家の派遣 <p>その他必要な支援、その活動に対する財政上の措置</p>

- 地域交通に対する支援に関する基本的な考え方 -

<p>地域の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・地域が設立する検討組織（以下、「検討会」という。）において、地域交通導入に向けた検討を行い、地域交通の継続的な運行を目指した取組を実施 <p>地域交通を地域住民が積極的に利用し、守り育てていくという意識のもと、地域住民が一体となって検討し、計画、運行、利用促進に関する取組を実施</p> <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・地域交通導入に向けた情報提供や技術的なアドバイス、関係機関との協議、一部経費の支援 <p>地域交通に関する検討を行うにあたって、情報提供や検討会の運営支援、専門家派遣等による技術的なアドバイス、また関係機関との調整、運行状況のモニタリング、地域交通導入・運行に伴う経費の一部支援</p> <p>事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none">・地域交通の導入に関する各種手続きに対する支援、安全で安心な地域交通の運行 <p>地域交通支援に伴う実験運行や本格運行の実施、また地域交通運行にあたって必要となる現場調査や諸手続き等について協力</p>

なお、地域交通の導入に伴う検討にあたっては、目黒区全域へ地域交通の支援方針の制度を周知し、地域の特性やニーズ等の意見を聞き、運行に向けた調整や手続き等の取組を行っていく。

(2) 支援の対象

地域交通に対する支援の対象は以下の通りとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・区内全域を対象として、日常生活における移動に困っている地域の皆さん・地域の移動に関する困りごとについて、5人以上のまとまった組織で検討できる皆さん・地域交通導入後も、継続的な運行に向けた取組を行える皆さん |
|---|

(3) 検討項目

区内は、鉄道や路線バスが網羅されており、またタクシー事業者も多く営業しているなど、区全体でみると、公共交通の利便性は比較的高い状況にあることから、既存の交通車両の活用を含めて、地域交通の導入を検討していくこととする。

既存交通の活用	路線バスや送迎バス等の運行ダイヤや運行ルートの変更により、地域の利便性の向上が見込めるもの
新たな地域交通の導入	既存交通の活用が困難で、道幅が狭い地域などにおいて、小型車両等による新たな交通手段の導入によって地域の利便性の向上が見込めるもの
タクシーの活用	まとまった利用需要が見込めない地域などにおいて、タクシーの活用により地域の利便性の向上が見込めるもの

(4) 支援の内容

区は、区民、事業者、行政が連携・協力して移動に関する課題解決にむけた取組に対して、検討の各段階に応じて必要な支援を行っていく。

また、区が支援する経費については、今後検討する補助制度を活用し、実証実験や本格運行の各段階で支援を行っていく。

検討会等運営援時	会議等運営（消耗品、アンケート調査・分析等） 専門家派遣、技術的な情報提供、関係機関との調整等
実証実験時	実証実験運行（実験運行計画立案、交通事業者との調整、各種手続きに伴う資料作成、本格運行への判断・分析等）
本格運行時	本格運行（本格運行計画立案、交通事業者との調整、各種手続きに伴う資料作成、本格運行後の評価・分析等）

(5) 本格運行後の継続的な取組

検討を行った地域交通について、実証実験による検証の結果、実現性が確認できた場合には本格運行に移行することになる。

本格運行移行後も、地域、事業者、行政が連携し、継続的な運行が可能となるよう取組む必要があり、特に地域の皆さんには、日常の移動手段として利用者数を増やしていくことで、継続的な運行が可能となることから、利用者を増やすための取組が必要となる。

ただし、利用促進や運行改善の対策を行っても、利用者数が減少し、運行継続が困難となった場合は、地域、事業者、行政で協議し、運行継続の可否を判断することとなる。



PDCAを繰り返すことで取組全体のレベルを向上

[P] Plan	地域交通に関する運行計画の立案 運行目標の設定
[D] Do	地域交通の本格運行の実施 利用実績及び利用者の意見徴収
[C] Check	データ集計・分析、関係者ヒアリング 運行目標に対する達成度の評価
[A] Action	利用促進及び運行改善に対する取組の実施 本格運行の継続可否の判断

図 8.1 本格運行後の継続的な取組 (P D C A サイクル)

目黒区地域交通の支援方針

令和2年6月発行

主要印刷物番号

2 - 5号

発行 目黒区
編集 目黒区都市整備部みどり土木政策課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
電話 03-5722-9550
業務委託先 株式会社オリエンタルコンサルタンツ